

第八十六回
帝國議會
貴族院

恩給法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號

(三)

付託議案

○恩給法中改正法律案
○明治三十五年法律第四十九號國勢調
査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於ケ
ル特例ニ關スル法律案

委員氏名

委員長 黒崎 定三君
副委員長 男爵關 義壽君
侯爵東郷 彪君
伯爵渡邊 昭君
子爵京極 高修君
子爵藤井 兼直君
男爵井田 馨楠君
村上 恭一君
下條 康隆君
長谷川 起夫君
大橋 理祐君
下出 民義君

○村上泰一君 結構デゴザイマス

○委員長(黒崎定三君) ソレデハ政府
委員

○政府委員(三浦一雄君) 恩給法中改
正法律案ニ付キマシテハ、先日本會議
ニ於テ大體ノコトヲ申上ゲタノデアリ
マスガ、茲ニ稍、詳細ニ御説明申上ゲタ
イト存ジマス、今回ノ改正ハ數點ニ互
ツテ居リマスガ、其ノ第一ノ點ハ、殊
勳ヲ奏シ戦死ノ際、二階等以上進級シ
マシタ軍人ニ付キマシテハ、恩給額算
定ニ關スル制限ヲ撤廢スルコトデアリ
マス、現行法デハ、實際給セラレテ居
リマシタ俸給ニ則スル恩給額ヲ算定ス
ルト云フ建前カラ、退職又ハ死亡ノ直
前ニ大進級シタ者ノ恩給額ガ不當
ニ多額トナルノヲ避ケルヤウナ制限規
定ガ設ケラレテ居ルノデアリマス、
公務傷病ノ爲退職又ハ死亡シタ公務員
ニ付キマシテモ、退職又ハ死亡前一年
内ニ二級ヲ超エ昇給致シマス、二級
ダケノ昇給ガアツタモノトシテ恩給額
ヲ算定スルコトニナツテ居リマス、併
シナガラ必死必中ノ特別攻撃隊ノ勇士
トカ、之ニ類スル殊勳ヲ奏シ戦死シタ
ヤウナ軍人ニ付キマシテハ、戦死ノ際
假令二階等或ハソレ以上進級ノ恩命ニ
浴シマシテモ、其ノ最後ノ階等ニ相當
スル恩給額ヲ給セラレベキモノト存ジマ
ス、只今申上ゲマシタ制限ガアル
爲ニ、右進級其ノ儘ノ階等ガ恩給額算
定ノ基礎トナラナイト云フ遺憾ナ點ガ
生ジマス、此ノ種ノ軍人ニ付キマ
シテハ、ハカル制限ヲ撤廢スルノガ適當
デアルト考ヘマシテ、恩給ノ基礎トナ

昭和二十年一月二十二日(月曜)午
前十時五十六分開會

○委員長(黒崎定三君) 是ヨリ開會致
シマス、先ヅ恩給法中改正法律案カラ
政府御當局ノ御説明ヲ承リタイと思
ヒマス

○村上泰一君 其ノ前ニ現行法ト改正
案トヲ對照シタモノヲ各委員ニ配ツテ
戴ケマスレバ、ソレヲ見ナガラ御説明
ヲ聽ク方ガ便宜ダと思ヒマス

○委員長(黒崎定三君) 村上委員ニ御
諮リ致シマスガ、只今取寄セ中ダサウ
デゴザイマス、間モナク御手許ニ
配付サレコトと思ヒマスガ、如何デ
ゴザイマスカ、其ノ前ニ御説明ヲ承ッ
テ置イテ宜シウゴザイマス

ル俸給ニ關スル第五十九條ノ二ノ規定
及扶助料額算定ニ關スル第七十五條ノ
規定ヲ改ムルコト致シタノデアリマ
ス、又此ノ改正前ニ戰死シ、其ノ戰死
ノ際二階等以上進級シマシタ軍人ノ遺
族ニモ此ノ趣旨ヲ生カシタイト考ヘマ
シテ、大東亞戰爭勃發ノ昭和十六年十
二月八日以後戰死シタ此ノ種ノ軍人ノ
遺族デ、最終ノ階等ニ基テ扶助料額ヲ
給セラレナカッタ者ニハ、改正法施行
ノ日カラ將來ニ向ツテ之ヲ給スルコト
ト致シマシタ、本法律案附則第三條ノ
規定ガ是デゴザイマス、改正ノ第二
點ハ、傷病年金ノ給與條件ノ緩和デア
リマス、現行法ニ依リマス、下士官
兵以外ノ公務員ハ、公務傷病ガ傷病年
金ヲ給スベキ程度ニ達シ退職致シマシ
テ、其ノ退職ガ受傷又ハ罹病後一年内
デアリ、且傷病ノ爲職ニ堪ヘラレナイ
云フ理由ニ基カナイ限り傷病年金ヲ給
セラレナイノデアリマス、有ラユル方
面ニ於テ人員ノ不足ヲ告ゲテ居ル現狀
カラ致シマシテ、此ノ程度ノ傷病ヲ有
スル公務員ト雖モ出來得ル限り引續キ
在職セシムル必要ガアリマス、下
士官兵ノ場合ト同様、引續キ在職シ受
傷又ハ罹病後一年以上経過シテ退職致
シマシテモ、之ニ傷病年金ヲ給シ得ル
コトト致シマシタ、改正法律案ノ第四
十六條ノ二ノ規定ガ是デアリマス、併
シ傷病年金ハ退職當時ノ階等ニ依リ定
メラレタ額ヲ給セラレ、コトニナツテ
居リマスガ、何階等モ進級シタ後退職
シタ爲、其ノ額ガ不當ニ多額トナルノ
ハ如何カト思ハレマス、増加恩給

ノ場合ト同様、受傷又ハ罹病後五年以
上経過シタ場合ニハ五年ヲ経過シタ時
ノ階等ニ依リコト致シマシタ、第六
十五條ノ二ノ改正規定ガ是デアリマス、
而シテ此ノ程度ノ傷病ヲ有スル公務員
ヲ引續キ在職セシムル必要ハ大東亞戰
爭勃發後顯著トナリマシテ、既ニ受傷
又ハ罹病後一年内ニ退職セズシテ引續
キ在職シタ者モ相當アリマス、斯カ
ル者デ改正法施行前退職シタ者ニモ
此ノ條件緩和ノ恩典ヲ及ボスベキデア
ルト考ヘマシテ、改正法律案附則第二
條ノ規定ヲ設ケマシタノデアリマス、
改正ノ第三ノ點ハ、内國ノ交戦地勤務
加算ト云フ制度ヲ創設シタコトデアリ
マス、最近ノ戰局ノ推移ニ鑑ミマス、
外國ノミナラズ内國ニ於テモ激烈ナ
交戦ノ行ハル、地域ガ考ヘラレマス
ガ、現行法ニ於キマシテハ、外國ノ交
戦地勤務加算ノ制度ハアリマスガ、内
國ノ交戦地勤務加算ノ制度ハ認メラレ
テ居リマセヌ、併シ内國ノ交戦地域ニ
危險ヲ顧ミズ勤務スル公務員ニ對シマ
シテモ、或程度ノ加算ヲ認ムルノガ適
當デアルト思ハレマス、其ノ勤務
期間ノ一月ニ付二月以内ノ加算ヲ附シ
得ルコトト致シマシタ、而シテ此ノ加
算ノ認メラレベキ地域、期間ハ客觀的
ニハ必ズシモ明瞭デアリマセヌ、
又此ノ加算ノ程度ハ戰爭ノ狀勢ニ依リ
決定セラレベキモノデアリマス、
何レモ勅裁ヲ仰ギマシテ定メルコトト
致シマシタノデアリマス、改正法律案
ノ第三十三條ノ二ノ規定ガ是デアリマ
ス、尙内國ノ地域ニ在リマシテモ、昨

年當初頃カラ交戦ノ激烈化シタ島嶼ガ
考ヘラレマス、此ノ規定ノ適用ヲ
昭和十九年一月一日迄遡リ得ルヤウニ
致シマス爲、改正法律附則第一條ニ其
ノ旨規定シマシタノデアリマス、次
ニ改正ノ第四點ハ、現行法第九十一條ニ
依リマス、内地人タル公務員ガ臺灣、
朝鮮、關東州、樺太又ハ南洋群島ニ勤
務致シマス、其ノ勤務期間ノ一月ニ
付半月以内ノ加算ヲ附スルコト相成
ツテ居リマスガ、志願兵制度ノ採用ト
カ徵兵法令ノ施行等ニ依リマシテ、臺
灣又ハ朝鮮出身ノ公務員デ右ノヤウナ
地域ニ勤務スル者ガ多クナリ又増加ス
ル趨勢ニアリマス、是等公務員ニ
對シマシテモ、其ノ出身地以外ノ右地
域ニ勤務スル場合ニハ均シク此ノ加算
ヲ認ムルノガ適當デアルト考ヘマシ
テ、同規定ヲ改正スルコトト致シマシ
タ、尙曩ニ神宮司廳ニ在リマシテハ、神
皇學館ヲ廢校致シマシタノ、第十八
條ノ規定カラ之ヲ削除スル改正ヲモ加
ヘマシタ次第デアリマス、以上ニ依リ
マシテ大體本法律案ノ説明ヲ終リマシ
タガ、尙詳細ノ點ハ御質問ニ應ジ御答
ヘ致シタイト存ジマス、何卒御審議ノ
程御願ヒ致シマス

○委員長(黒崎定三君) 御質疑ガゴザ
イマスレバ此ノ際發言シテ戴キタイト
思ヒマス、ソレデハ御諮リ致シタイト
思ヒマス、只今恩給法中改正法律案ニ
付テ御質疑ノ御發言ヲ願ヒマシタガ、
同時ニ此ノ委員會ニ付託セラレテアリ
マスル明治三十五年法律第四十九號國
勢調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於

ケル特例ニ關スル法律案ノ説明ヲモ此ノ際伺ヒタイと思ヒマス

○政府委員(川島孝彦君) 只今議題ニナリマシタ明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案ノ提案理由ヲ申上ゲマス、我が國ノ國勢調査ハ明治三十五年法律第四十九號、國勢調査ニ關スル法律ノ規定ニ依リマシテ、十年毎ニ之ヲ行ヒ、其ノ中間五年毎ニ簡易ナル國勢調査ヲ施行スル建前デアリマシテ、結局國勢調査ハ五年毎ニ施行サレル規定ニ相成ツテ居ルノデアリマス、之ニ依リマシテ、大正九年ヲ第一回トシテ大正十四年、昭和五年、昭和十年、昭和十五年ト既ニ五回ノ調査ヲ重ネテ參リマシテ、本年ハ恰モ第六回ノ國勢調査ヲ施行スベキ年ニ當ツテ居リマス、處ガ國勢調査ニ關スル法律ノ規定ニ依レバ、帝國ノ全版圖ニ互ツテ一齊ニ行フコトニナツテ居リ、又ソレニ依ツテ初メテ國勢調査ノ意義ヲ有スルノデアリマスガ、御承知ノ通り、戰爭ノ現狀ニ於テハ、帝國ノ全版圖ニ互ツテ一齊ニ調査ヲ施行シ得ルヤ否ヤノ見透シガ立チ難イノデアリマス、又調査ニ從事スル人員ノ調査ニ要スル用紙ノ量モ莫大デアリマシテ、現下資材關係、勞務事情、運輸能力等ノ逼迫セル情勢ト睨ミ合セマスレバ、法律ノ規定通りニ全版圖ノ調査ヲ施行スルコトハ適當ナラズト認メラレマスノデ、昭和二十年ニ於テ施行スベキ國勢調査ハ之ヲ中止スルコトニ致シタイノデゴザイマス、勿論必要ニ應ジテ他ノ法令ニ依リ、内地或ハ各外地等ソレノ別ニ適當ナル調査ノ施行ヲ考慮セネバナラス場合モアラウカト考ヘテ居リマス、以上ノ趣旨ヲ以テマシテ此ノ法律

案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラムコトヲ御願ヒ致シマス

○委員長(黑崎定三君) ソレデハ此ノ恩給法中改正法律案竝ニ國勢調査ニ關スル特例法律案ノ兩案ニ付キマシテ、御質疑ガゴザイマシタナラバ此ノ際御發言ヲ願ヒタイと思ヒマス

○村上恭一君 質問ト云フコトデアリマスガ、質問ニハ相當準備モアラウト思ヒマスカラ、如何デスカ、今日ハ此ノ程度デ此ノ委員會ヲ閉デテ、各委員出來ルダケ研究致シマシテ、次回ハ明日以後ニ御續行ナサツテハ如何デスカ

○下條康啓君 贊成致シマス

○委員長(黑崎定三君) 皆サニ御諸リ致シマス、只今村上委員カラ、本日ハ此ノ程度デ色々政府ノ方カラ戴イタ調査書類竝ニ案件ニ付テ讀ム關係モアルカラ、明日更ニ續行致シタイト云フコトデアリマスガ、如何デゴザイマスウカ

○男爵井田馨楠君 贊成デスガ、何カ外ニ頂戴スルヤウナ資料ハナイノデスカ、アレバ戴キタイと思ヒマス

○委員長(黑崎定三君) 速記ヲ止メテ(速記中止)

○委員長(黑崎定三君) 速記ヲ始メテ、デバ本日ハ此ノ程度デ休ミマシテ、明日午前十時カラ開會致スコトニ致シタイと思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時二十六分散會
出席者左ノ如シ

- | | |
|------|----------|
| 委員長 | 黑崎 定三君 |
| 副委員長 | 男爵關 義壽君 |
| 委員 | 侯爵東郷 彪君 |
| | 伯爵渡邊 昭君 |
| | 子爵京極 高修君 |

- | | |
|---------------|----------|
| 子爵藤井 兼誼君 | 男爵井田 馨楠君 |
| 村上 恭一君 | 下條 康啓君 |
| 長谷川 越夫君 | 大橋 理祐君 |
| 下出 民義君 | |
| 政府委員 | |
| 內閣恩給局長 平木 弘君 | |
| 內閣統計局長 川島 孝彦君 | |
| 法制局長官 三浦 一雄君 | |